

令和7年度第2回 会津若松市簡易水道事業経営審議会

日 時 令和7年11月6日（木）午後1時30分～
場 所 会津若松市役所本庁舎5－2会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 質 問
- 3 市長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 審議事項
 - (1) 質問案件
 - ①会津若松市簡易水道事業経営戦略の改定について
 - ②会津若松市水道事業給水条例の一部改正について
(簡易水道料金の改定)
 - (2) 報告案件
 - ①令和6年度経営状況について
 - ②令和6年度事業実績について
 - (3) その他

- 6 閉 会

令和7年度 簡易水道事業経営審議会 委員一覧

(敬称略)

No.	区分	委員名	備考
1	簡易水道施設使用者	西田面町内会 星 健一	
2		下馬渡町内会 小檜山 祐一	
3		東田面町内会 鈴木 衛	副会長
4	学識経験者	税理士 玉川 祐太	
5	その他	上下水道事業 経営審議会委員 東北電力株式会社 会津若松支社副支社長 佐久間 隆	
6		湊地区関係団体 特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくり ネットワーク理事長 小檜山 昭一	会長
7		湊地区関係団体 会津森林管理署 次長 出川 敬文	
8		公募委員 星 ひとみ	

任期：令和7年7月11日から令和9年7月10日まで

(1) -① 簡易水道事業経営戦略の改定について

1 概要

本市の簡易水道事業（湊町下馬渡・東田面・西田面地区）においては、安定的な供給を維持し、持続性を確保するため、令和3年3月に簡易水道事業経営戦略【令和3～12年度】（以下、「経営戦略」という。）を策定しました。その中に、施設改修等の具体的な整備計画が含まれなかったため※注、これまでに市営施設のみならず周辺の民営施設も含めた状況把握と、今後の効率的かつ効果的な整備手法の検討を進めてきました。

今般、施設改修計画と今後の整備方針に加え、簡易水道料金の改定等を盛り込んだ経営戦略について、地区説明を行い了承を得たことから、令和7年11月に改定をしようとするものです。

【注】市簡易水道事業経営審議会の答申では「安全な飲料水供給のため、老朽化した施設の早急な改修が必要と思われることから、できるだけ早い時期に、改修計画を本経営戦略に示せるよう努めること」との意見が附されました。

2 市営簡易水道施設の現状と課題

(1) 現状（令和5年度末時点）

	下馬渡地区	東田面地区	西田面地区
配水池容量	21 m ³ (3.0m×3.5m×2.0m)	18 m ³ (3.0m×3.0m×2.0m)	27 m ³ (3.0m×3.0m×3.0m)
管 路	総延長 2,090.4 m (老朽管延長：783.0 m) (老朽管割合：37.5%)	総延長 3,533.0 m (老朽管延長：817.1 m) (老朽管割合：23.1%)	総延長：2,763.3 m (老朽管延長：9.8 m) (老朽管割合：0.4%)
給 水 水 質	問題なし（基準値内）	問題なし（基準値内）	問題なし（基準値内）
取水可能量	43 m ³ /日	100 m ³ /日	221 m ³ /日
平均配水量	29 m ³ /日	30 m ³ /日	95 m ³ /日
水 壓 考 察	解析上低水圧箇所なし	低水圧箇所なし	低水圧箇所なし
参 考 情 報	石綿管割合：13.4%	石綿管割合：23.1%	石綿管割合：0.2%

※取水可能量の値については、令和5年度簡易水道水源水量調査業務委託からのデータによる。

(2) 主な課題

①水源水量等

下馬渡地区における流入量減少発生（減少時は応急給水で対応）。

②給水施設・設備の老朽化

配水池等の給水施設・設備は、昭和20年代の供用開始後施設自体は更新しておらず、施設・設備の更新が必要。

③給水管路の老朽化

3地区ともに法定耐用年数を経過した老朽管路が多い。

④異常検知

3地区ともに配水流量計や遠方監視の設備等が未設置で、異常時の早期把握が困難。

※令和7年度に配水流量計を設置予定。

3 施設の現状と課題を踏まえた改修計画

(1) 東田面地区【単独整備】

他地区との統合が困難で石綿管の布設率が高い東田面地区は、優先して単独整備。
※令和6年度より5か年計画の布設替工事に着手。

(2) 下馬渡地区・西田面地区【将来的な統合整備】

下馬渡地区の水量不安と、民営の上馬渡地区（下馬渡地区と西田面地区の中間の市営化要望を踏まえ、西田面水源を配水元とした共和地区（下馬渡・西田面・上馬渡）の統合水道整備が望ましい。

4 市簡易水道事業の経営課題

(1) 料金回収率の減少

本市の簡易水道事業は、給水収益（料金収入）だけでは給水費用を賄うことができず、一般会計から財源不足を補填している状況である。また、これまでの調査や更新工事等の実施により料金回収率が低下してきており、今後の施設整備により更なる減少が見込まれる。

(2) 料金改定

簡易水道は、これまで給水原価を大きく下回る低料金で長年運用されてきた。しかしながら、今後、老朽施設の更新に多額の費用が見込まれ、現行料金のままでは財源の確保が困難であることから、料金改定を進める必要がある。

なお、本市では、令和6年度以降、地域住民等に説明を重ね料金改定の準備を進めており、これまでに料金改定案について地域住民等の一定の理解を得られている。

5 国による経営戦略の改定推進

令和4年1月25日付、総務省公営企業三課室長通知により、以下のとおり経営戦略の改定を進めることとなった。

- ①令和7年度までに全ての市町村で経営戦略を見直すこと。
- ②持続可能なサービス提供において不可欠な事項を盛り込むこと。

- ・料金収入、更新費用、物価上昇に伴う経費等の的確な反映
- ・収支を維持するうえで必要となる経営改革（料金改定等）の検討

6 簡易水道料金改定案

(1) 料金体系の見直し

簡易水道料金については、料金区分の明確化や負担の公平性を踏まえ、現在の基本料金体系を「用途別」から「口径別」に変更を予定。これにより、本市水道料金の料金体系と同一にする。

■現行の料金体系（用途別）

【税抜】

用途	料率	基本料金(1月につき)		水量による料金
		基本水量	料金	
一般用		10m³まで	580 円	1m³を増すごとに 70 円
営業用		20m³まで	1,800 円	〃 100 円
観賞用		10m³まで	5,470 円	〃 580 円
臨時用		1m³まで	230 円	〃 230 円

- …契約あり（全て）
- …契約なし
- …契約なし
- …工事等での利用



■改定しようとする料金体系（口径別）

【税抜】

口径	基本料金 (1月につき)	水量による料金
13mm	10m³まで	1,360 円
20mm		2,710 円
25mm		4,070 円
40mm 以上	22,990 円	1m³につき 196 円
臨時用（臨時に使用するもの）	—	1m³につき 560 円

(2) 料金改定に係る特例措置

今回の料金見直しによる激変緩和措置として、臨時用の用途以外の料金については、次のとおり段階的な引上げ（2年ごとに3回）とする。

また、改定の開始時期は各6月分として調定を行う料金からとする。（5月調定分までは旧料金）。

【税抜】

口径	現在の料金		第1期(R8～R9)		第2期(R10～R11)		第3期(R12～R13)	
	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金
13mm	580 円 (10m³込)	70 円	840 円 (10m³込)	112 円	1,100 円 (10m³込)	154 円	1,360 円 (10m³込)	196 円
20mm			1,290 円 (10m³込)		2,000 円 (10m³込)		2,710 円 (10m³込)	
25mm			1,740 円 (10m³込)		2,900 円 (10m³込)		4,070 円 (10m³込)	
40mm			8,050 円		15,520 円		22,990 円	

7 地区説明の状況

経営戦略改定案についての地区説明を令和7年10月16日（西田面地区）、20日（下馬渡地区）、21日（東田面地区）に実施。これまでに説明した具体的な料金改定案については変更なく記載しており、その他の修正箇所も含めて、3地区ともに了承を得ることができたことから、当該内容で改定作業を進めることとする。

共和地区（西田面～下馬渡）統合計画については、今後において検討を進めることから今回の改定には盛り込みず、具体的な方向性が定まった段階において、改めて経営戦略を見直しすることについても了承済。

8 スケジュール

日 程	内 容
R7.7.11	簡易水道事業経営審議会（簡易水道事業経営戦略の見直し方針案）
R7.8.4～7	地区（利用者）説明会（同上）
R7.10.15	文教厚生委員会協議会報告（簡易水道事業経営戦略の改定案）
R7.10.16～22	地区（利用者）説明会（同上） ※改定内容における反対意見はなく、3地区ともに了承。
R7.11.6	簡易水道事業経営審議会諮詢（簡易水道事業経営戦略の改定案）
R7.11.19	文教厚生委員会報告（経営戦略改定報告）

(1) -② 会津若松市水道事業給水条例の一部改正について

1 趣旨

今般、「会津若松市簡易水道事業経営戦略」を改定し、受益者負担の原則の観点において、一定の料金水準を確保する必要があることから、簡易水道料金を段階的に引上げるために必要な改正措置を講じるもので

2 改正内容

(1) 料金体系の見直し

現在の基本料金体系を「用途別」から本市水道事業と同様に「口径別」に変更する。なお、事業規模の関係から40mm口径以上は一括りとして、現在の本市水道料金の金額に合わせることとする。

■現行の料金体系（用途別） 【税抜】

用途	料率	基本料金(1月につき)		水量による料金		…契約あり（全て） …契約なし …契約なし …工事等での一時利用
		基本水量	料金			
一般用		10m ³ まで	580 円	1m ³ を増すごとに 70 円		
営業用		20m ³ まで	1,800 円	〃 100 円		
観賞用		10m ³ まで	5,470 円	〃 580 円		
臨時用		1m ³ まで	230 円	〃 230 円		

■改定しようとする料金体系（口径別） 【税抜】

口径	基本料金 (1月につき)	水量による料金
13mm	10m ³ まで	1,360 円
20mm		2,710 円
25mm		4,070 円
40mm 以上	22,990 円	1m ³ につき 196 円
臨時用（臨時に使用するもの）	—	1m ³ につき 560 円

(2) 料金改定に係る特例措置

今回の料金見直しによる激変緩和措置として、臨時用の用途以外の料金については次のとおり段階的な引上げ（2年ごとに3回）を行う。

また、改定の開始時期は各6月分として調定を行う料金からとする。 【税抜】

口径	現在の料金		第1期(R8～R9)		第2期(R10～R11)		第3期(R12～R13)	
	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金
13mm	580 円 (10m ³ 込)	70 円	840 円 (10m ³ 込)	112 円	1,100 円 (10m ³ 込)	154 円	1,360 円 (10m ³ 込)	196 円
20mm			1,290 円 (10m ³ 込)		2,000 円 (10m ³ 込)		2,710 円 (10m ³ 込)	
25mm			1,740 円 (10m ³ 込)		2,900 円 (10m ³ 込)		4,070 円 (10m ³ 込)	
40mm			8,050 円		15,520 円		22,990 円	

3 施行期日

令和8年6月1日

4 改正に向けた考え方

(1) 事業の特殊性

本市の簡易水道事業は、給水人口の少ない小規模事業であり、また地理的・地形的な条件により施設の統廃合が難しいといった事情から、独立採算は困難であり、市が飲料水の安定供給という法的責務を果たすためには、一般会計での支援が必要な状況にある。

このことから、利用者負担の適正化（受益者負担の見直し）を行うこととし、料金を現在の本市水道料金と同額まで段階的に引き上げる。

(2) 施行時期

湊地区における水道メーター検針は雪解けを待つ必要があり、また、料金引上げに十分な周知期間を確保するため、令和8年6月1日とする。

5 スケジュール

令和7年1月24日 文教厚生委員会協議会

（経営戦略改正方針、上水道料金への段階的な改定について）

令和7年2月25日 住民説明会：下馬渡地区（同上）

令和7年2月27日 住民説明会：東田面地区（同上）

令和7年2月28日 住民説明会：西田面地区（同上）

令和7年4月24日 住民説明会：湊公民館（同上）

令和7年7月11日 簡易水道事業経営審議会

（口径別・三段階で上水道料金並に値上げする方針について）

令和7年7月下旬 文教厚生委員会等への個別説明（料金改定について同上）

令和7年8月4日 住民説明会：下馬渡地区（同上）

令和7年8月5日 住民説明会：西田面地区（同上）

令和7年8月7日 住民説明会：東田面地区（同上）

令和7年11月6日 簡易水道事業経営審議会（条例・経営戦略改正の諮問答申）

令和7年12月 市議会定例会議

令和8年6月 料金改定

会津若松市水道事業給水条例（昭和34年会津若松市条例第15号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																						
○会津若松市水道事業給水条例 昭和34年4月2日 会津若松市条例第15号	○会津若松市水道事業給水条例 昭和34年4月2日 会津若松市条例第15号																																						
（料金） 第30条 料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次の表に定める基本料金及び水量による料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 (1) (略) (2) 会津若松市簡易水道	（料金） 第30条 料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次の表に定める基本料金及び水量による料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 (1) (略) (2) 会津若松市湊町簡易水道及び会津若松市西田面簡易水道																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金（1月につき）</th> <th>水量による料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリ メートル</td> <td>1,360円</td> <td rowspan="3">1立方メートル増すごとに196円</td> </tr> <tr> <td>20ミリ メートル</td> <td>2,710円</td> </tr> <tr> <td>25ミリ メートル</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>40ミリ メートル 以上</td> <td>22,990円</td> <td>1立方メートルにつき196円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>1立方メートルにつき560円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	基本料金（1月につき）	水量による料金	13ミリ メートル	1,360円	1立方メートル増すごとに196円	20ミリ メートル	2,710円	25ミリ メートル	4,070円	40ミリ メートル 以上	22,990円	1立方メートルにつき196円	臨時用	—	1立方メートルにつき560円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料率 用途</th> <th colspan="2">基本料金（1月につき）</th> <th rowspan="2">水量による料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>580円</td> <td>1立方メートルを増すごとに70円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20立方メートルまで</td> <td>1,800円</td> <td>// 100円</td> </tr> <tr> <td>観賞用</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>5,470円</td> <td>// 580円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1立方メートルまで</td> <td>230円</td> <td>// 230円</td> </tr> </tbody> </table>	料率 用途	基本料金（1月につき）		水量による料金	基本水量	料金	一般用	10立方メートルまで	580円	1立方メートルを増すごとに70円	営業用	20立方メートルまで	1,800円	// 100円	観賞用	10立方メートルまで	5,470円	// 580円	臨時用	1立方メートルまで	230円	// 230円
口径	基本料金（1月につき）	水量による料金																																					
13ミリ メートル	1,360円	1立方メートル増すごとに196円																																					
20ミリ メートル	2,710円																																						
25ミリ メートル	4,070円																																						
40ミリ メートル 以上	22,990円	1立方メートルにつき196円																																					
臨時用	—	1立方メートルにつき560円																																					
料率 用途	基本料金（1月につき）		水量による料金																																				
	基本水量	料金																																					
一般用	10立方メートルまで	580円	1立方メートルを増すごとに70円																																				
営業用	20立方メートルまで	1,800円	// 100円																																				
観賞用	10立方メートルまで	5,470円	// 580円																																				
臨時用	1立方メートルまで	230円	// 230円																																				
2 (略) 3 (削除)	2 (略) 3 第1項第2号の用途とは、次の基準による。 (1) 一般用 一般家庭、官公署、学校、病院、工場、事業場並びに第2号及び第3号に属しないその他のものにおいて使用するもの (2) 営業用 料理飲食店、旅館、劇場、娯楽場その他営業に使用するもの (3) 観賞用 噴水、池等主として観賞の用に使用するもの (4) 臨時用 工事用、興行用等において臨時に使用するもの																																						

(料金算定の特例)

第34条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、廃止し、若しくは定例日を変更し、又は給水を停止したときの料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、次により求めた額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、口径25ミリメートル以下の使用者が月の中途において水道の使用を中止し、又は廃止するときでその使用日数が月区分の日数に満たないときの料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、基本料金の額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)のみとすることができます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項第2号の表の規定は、令和8年6月分として調定する料金から適用し、同年5月分までとして調定する料金については、なお従前の例による。

(簡易水道料金の特例措置)

3 令和8年6月分から令和10年5月分までとして調定する料金の算定における改正後の条例第30条第1項第2号の表の規定の適用については、同表中「1,360円」とあるのは「840円」と、「2,710円」とあるのは「1,290円」と、「4,070円」とあるのは「1,740円」と、「22,990円」とあるのは「8,050円」と、「196円」とあるのは「112円」とする。

4 令和10年6月分から令和12年5月分までとして調定する料金の算定における改正後の条例第30条第1項第2号の表の規定の適用については、同表中「1,360円」とあるのは「1,100円」と、「2,710円」とあるのは「2,000円」と、「4,070円」とあるのは「2,900円」と、「22,990円」とあるのは「15,520円」と、「196円」とあるのは「154円」とする。

(料金算定の特例)

第34条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、廃止し、若しくは定例日を変更し、又は給水を停止したときの料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、次により求めた額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、口径25ミリメートル以下の使用者又は一般用の使用者が月の中途において水道の使用を中止し、又は廃止するときでその使用日数が月区分の日数に満たないときの料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、基本料金の額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)のみとすることができます。

(2) -① 令和6年度 簡易水道事業の経営状況について

(1) 配水量及び有収水量

(単位: m³、千円)

	令和5年度	令和6年度	割合	対前年度比	
総配水量	54,897 m ³	51,323 m ³		△ 3,574 m ³	93.5
総有収水量	43,470 m ³	40,641 m ³		△ 2,829 m ³	93.5
有収率(%)	79.2 %	79.2 %		0.0 %	—
簡易水道料金(税抜き)	3,041 千円	2,860 千円		△ 181 千円	94.0

(2) 収支比較 (収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み)

(単位: 千円)

	科 目	令和5年度	令和6年度	割合	対前年度比
収益的 収入	1営業収益	17,198	19,022	72.2	1,824 110.6
	2営業外収益	7,355	7,341	27.8	△ 14 99.8
	3特別利益	0	0	0.0	0 —
	簡易水道事業収益計	24,553	26,363	100.0	1,810 107.4
収益的 支出	1営業費用	17,582	17,737	95.0	155 100.9
	2営業外費用	735	920	4.9	185 125.2
	3特別損失	0	9	0.1	9 —
	簡易水道事業費用計	18,317	18,666	100.0	349 101.9
当期純利益		6,236	7,697	—	1,461 123.4

他会計負担金の増
+2,002

(収益的収支の財源不足補填のための繰入金)

…支出(企業会計システム使用料等)の増加
に伴う不足額の増

資本的 収入	1企業債	0	17,600	97.4	17,600	—
	2出資金	16,545	473	2.6	△ 16,072	2.9
	資本的収入計	16,545	18,073	100.0	1,528	109.2
資本的 支出	1建設改良費	16,390	17,677	79.7	1,287	107.9
	2企業債元金償還金	4,250	4,491	20.3	241	105.7
	資本的支出計	20,640	22,168	100.0	1,528	107.4
	収入が支出に不足する額	4,095	4,095	—	0	100.0

他会計出資金の減

△16,072
(資本的収支の財源不足補填のための繰入金)

…企業債借入に伴う減

工事請負費の増

+11,572
…東田面地区配水管
布設替工事

令和6年度の純利益により繰越欠損金を補填

(単位: 千円)

項目	金額
令和6年度純利益	7,697
令和5年度末繰越欠損金(特別会計より引継)	△ 9,465
令和6年度末繰越欠損金	△ 1,768

補填財源の残高(見込み)

(単位: 千円)

項目	金額
損益勘定留保資金(過年度分)	11,457
損益勘定留保資金(当年度分)	7,790
合計	19,247

(2)–② 令和6年度 簡易水道事業の事業実績について

(1) 東田面地区測量設計業務委託 (発注: 上下水道局)

業務内容 管路測量 $L=0.62\text{km}$

管路設計 $\phi 100\text{mm}$ (開削工法) $L=0.29\text{m}$

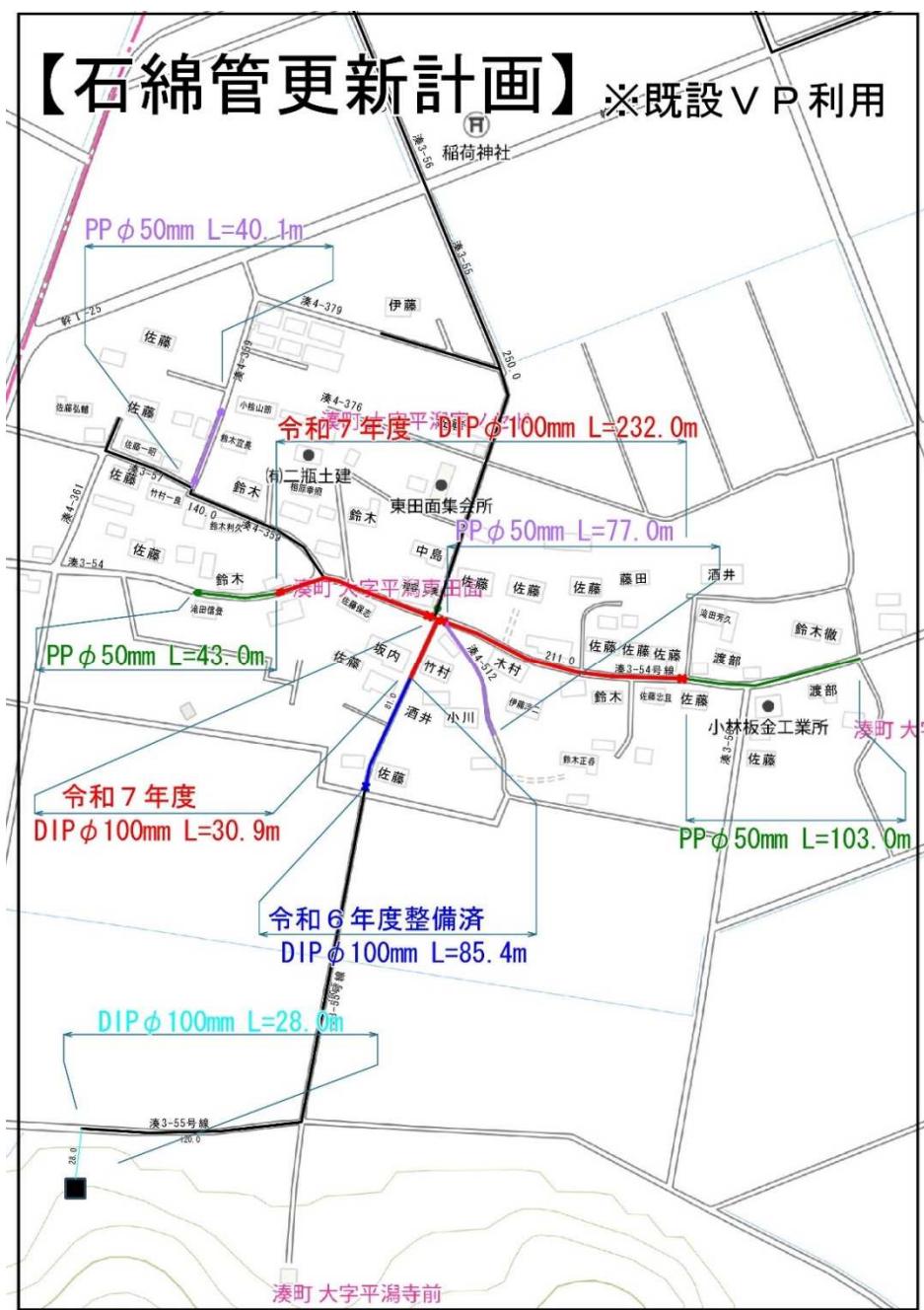
管路設計 $\phi 50\text{mm}$ (開削工法) $L=0.33\text{m}$

受注者 (株)コウナン / 請負額 6,105 千円

(2) 東田面地区配水管布設替工事 (発注: 上下水道局)

工事概要 配水管布設替工 $\text{DIP}(\text{GX-S}) \phi 100\text{mm} L=88.6\text{m}$

受注者 (株)ムラオカプラミング / 請負額 11,572 千円



○会津若松市簡易水道事業経営審議会条例

令和2年9月23日
会津若松市条例第25号

(設置)

第1条 簡易水道事業を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市簡易水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 簡易水道施設の使用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。